

神奈川県 の 給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

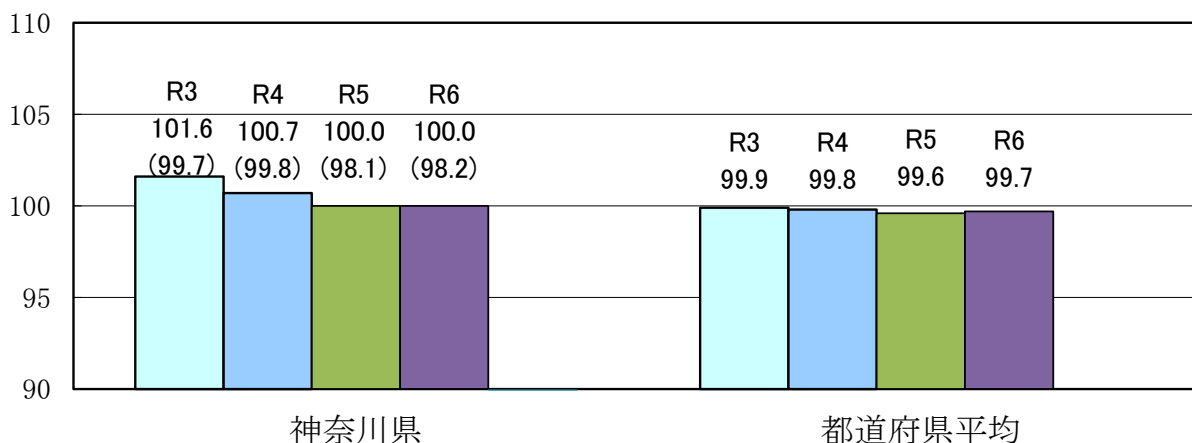
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出総額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度 の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	9,208,688	2,207,423,640	22,937,841	494,444,996	22.4	20.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	53,530	210,271,064	72,758,640	89,788,606	372,818,310	6,965	6,872	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和6年度	399,951円	389,133円	10,818円 (2.78%)	2.98%	2.98%	2.76%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和6年度	4.60月	4.50月	0.10月	0.10月	4.60月	4.60月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日実施

(内容) 地域間、世代間の給与配分の適正化などを図る国の給与制度の総合的見直しを踏まえた給料表水準の引下げ。

行政職給料表(1)の水準を平均2.37%引下げ。

他の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準14.22%に対し、神奈川県においても12.21%を支給。

(実施時期) 平成27年度より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は10.0%、給与改定後は平成27年4月に遡及し10.6%、平成28年4月1日から11.5%、平成29年4月1日から11.8%、平成30年4月1日から11.9%、平成31年4月1日から12.0%、令和6年4月1日から12.21%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合											
	平成26年度	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		4月1日 時点	遡及改定後									
国基準による支給割合	10.8%	11.64%	13.00%	14.2%	14.12%	14.16%	14.16%	14.18%	14.18%	14.20%	14.23%	14.22%
神奈川県の支給割合	10.0%	10.0%	10.6%	11.5%	11.8%	11.9%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.09%	12.21%

③その他の見直し内容

○ 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

○ 単身赴任手当について、国と同様に支給額を引上げ。(平成28年4月1日実施)

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神奈川県	42.8 歳	323,335 円	423,674 円	383,367 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
都道府県平均	42.4 歳	321,156 円	410,148 円	362,985 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神奈川県	52.3 歳	252 人	297,537 円	356,224 円	343,449 円
うち学校技能職	49.0 歳	107 人	258,963 円	315,220 円	302,212 円
うち庁舎技能職	59.0 歳	26 人	357,488 円	449,913 円	413,109 円
うち電話交換職	58.1 歳	17 人	333,094 円	392,984 円	374,689 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円
都道府県平均	53.9 歳	149 人	308,506 円	363,394 円	339,367 円

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		A/B
	公務員（A）	民間（B）	
神奈川県	—	—	—
うち学校技能職	4,852,106 円	3,297,300 円	1.47
うち庁舎技能職	7,113,575 円	3,297,300 円	2.16
うち電話交換職	6,141,313 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和3～5年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（A）」及び「民間（B）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
神奈川県	42.0 歳	345,513 円	421,361 円
都道府県平均	44.8 歳	370,607 円	432,659 円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
神奈川県	40.5 歳	348,056 円	420,232 円
都道府県平均	41.8 歳	356,431 円	412,158 円

⑤警 察 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神奈川県	39.2 歳	332,842 円	492,950 円	395,759 円
国	41.8 歳	328,209 円	—	388,322 円
都道府県平均	39.3 歳	334,004 円	475,875 円	383,957 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		神奈川県	国
一般行政職	大 学 卒	227,113 円	総合職(旧I種) 225,205 円 一般職(旧II種) 220,156 円
	高 校 卒	191,766 円	一般職(旧III種) 186,941 円
技能職	高 校 卒	189,634 円	—
高等学校教育職	大 学 卒	253,706 円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	253,706 円	—
	短 大 卒	231,264 円	—
警 察 職	大 学 卒	263,244 円	247,759 円
	高 校 卒	229,020 円	215,218 円

- (注) 1 職員の初任給は、地域手当(給料の12.21%)を加算している。
2 国の職員の初任給は、地域手当が12.21%支給される地域に勤務した場合の額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

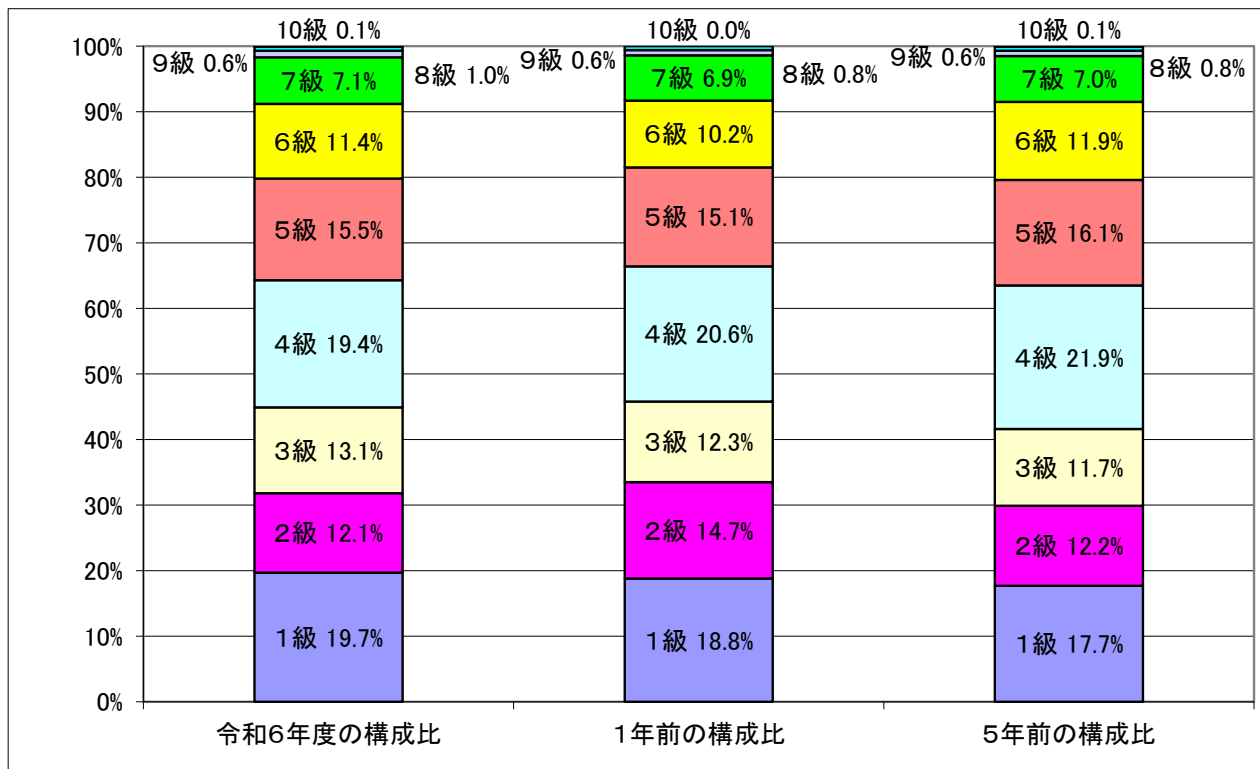
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	276,356 円	378,129 円	405,318 円	411,006 円
	高 校 卒	240,425 円	318,712 円	324,363 円	365,955 円
技能職	高 校 卒	—	—	—	—
高等学校教育職	大 学 卒	324,839 円	394,394 円	411,970 円	423,328 円
小・中学校 教 育 職	大 学 卒	323,967 円	395,486 円	418,547 円	429,205 円
	短 大 卒	317,443 円	380,276 円	395,179 円	420,303 円
警 察 職	大 学 卒	305,614 円	370,790 円	412,053 円	415,444 円
	高 校 卒	271,417 円	336,800 円	376,644 円	401,902 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

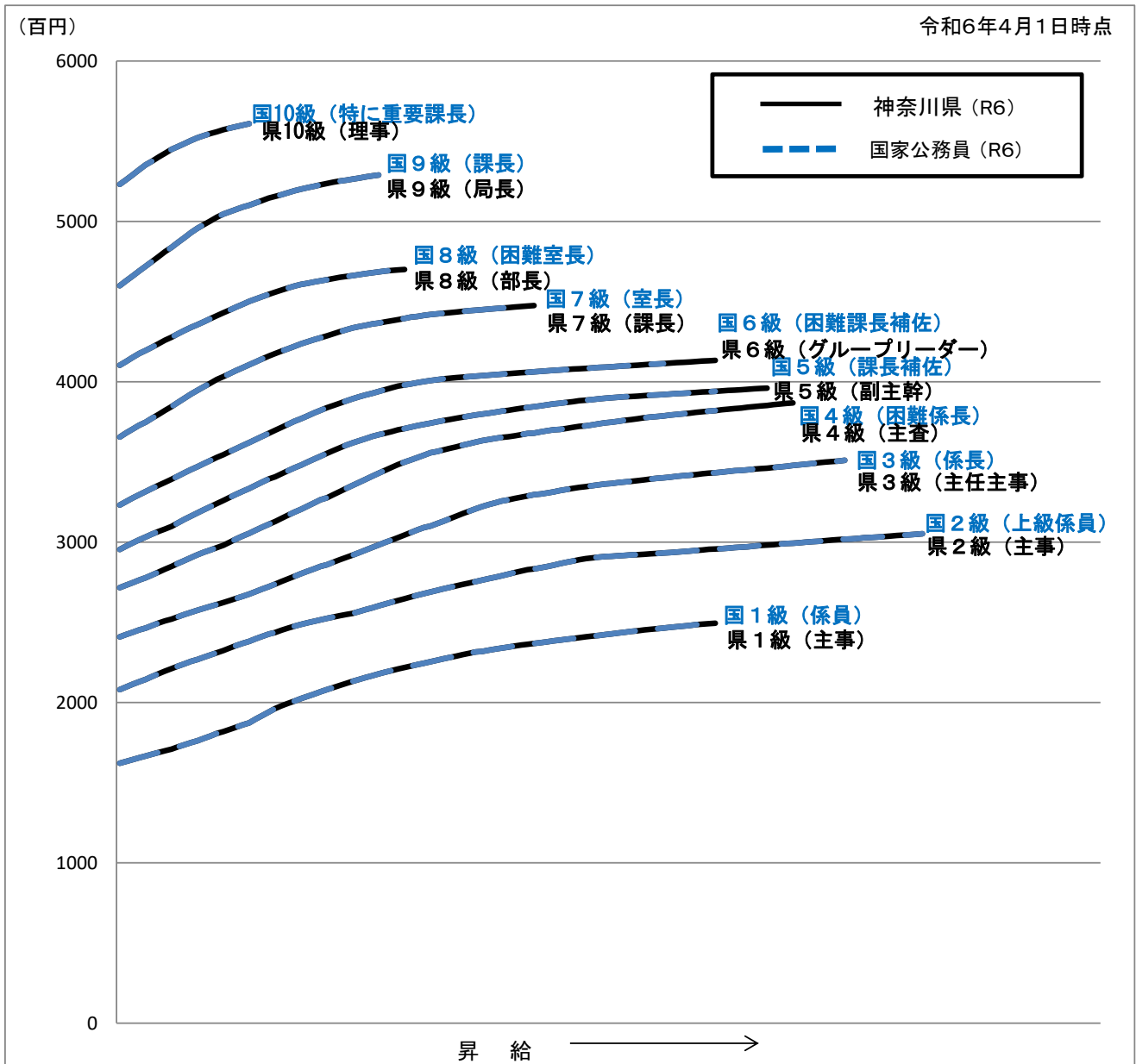
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	基準となるべき職務	職員数（人）	構成比（％）	1号給の給料月額（円）	最高号給の給料月額（円）
10 級	理事・職務の複雑、困難及び責任の度が極めて高い出先機関の長の職務	4	0.1	523,100	560,900
9 級	局長又は副局長・会計管理者・本庁の事務局長又は副事務局長・職務の複雑、困難及び責任の度が特に高い出先機関の長の職務	52	0.6	459,900	528,900
8 級	本庁の部長・職務の複雑、困難及び責任の度が高い出先機関の長・職務の複雑、困難及び責任の度が特に高い出先機関の副所長の職務	85	1.0	410,300	470,000
7 級	本庁の課長又は副課長・出先機関の長又は副所長・職務の複雑、困難及び責任の度が高い出先機関の課長の職務	599	7.1	365,500	447,500
6 級	グループリーダー・職務の複雑、困難及び責任の度が相当高い出先機関の課長の職務	962	11.4	323,100	413,300
5 級	副主幹又は副技幹の職務	1,305	15.5	295,400	396,000
4 級	主査の職務	1,639	19.4	271,600	386,800
3 級	主任主事又は主任技師の職務	1,106	13.1	240,900	351,000
2 級	高度の知識経験を必要とする主事又は技師の職務	1,022	12.1	208,000	305,200
1 級	主事又は技師の職務	1,659	19.7	162,100	249,400

- (注) 1 神奈川県給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 基準となるべき職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（神奈川県）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

神奈川県		国	
1人当たり平均支給額（令和5年度）		—	
1,766 千円			
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.450 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.050 月分 (0.975) 月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 2.450 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.050 月分 (0.975) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 10～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（神奈川県）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	○
	上位、標準の成績率		○		
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ	人事評価を活用していない				
	活用時期予定				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

神奈川県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	2,613 千円	22,602 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「勸奨・定年」「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)		26,720,229 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		512,402 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給割合	国の制度(支給割合)
横浜市・川崎市・厚木市	24,910 人	12.21 %	16.0 %
鎌倉市・逗子市	1,820 人	12.21 %	15.0 %
相模原市・藤沢市・海老名市・座間市	7,970 人	12.21 %	12.0 %
横須賀市・平塚市・小田原市・茅ヶ崎市・大和市・伊勢原市	13,335 人	12.21 %	10.0 %
三浦市・秦野市・綾瀬市・葉山町・大磯町・二宮町	3,422 人	12.21 %	6.0 %
その他の県内市町村	2,066 人	12.21 %	0.0 %
平均支給割合		12.21 %	12.62 %

(注) 「国の制度(支給割合)」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)		4,250,212 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		166,740 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)		47.9 %		
手当の種類 (手当数)		24 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税の賦課及び徴収に従事する職員	県税の賦課及び徴収の業務	173,068千円	日額400円 ～1,250円
保健福祉業務等従事手当	社会福祉に関する機関、保健福祉事務所等に勤務する職員	入所者等の生活指導又は介護、要保護者に対する相談、指導、調査又は判定等困難な業務	76,701千円	日額340円 ～490円
社会福祉施設等業務手当	社会福祉施設等に勤務する職員	入所者の生活指導等困難な業務	238,669千円	月額12,000円 ～70,500円
防疫等作業手当	職員	感染症等の病原体を有し、又は有する疑いのある人等に接する業務	957千円	日額290円 ～700円
病理細菌検査手当	衛生研究所に勤務する職員	病理細菌検査に関する業務	9,914千円	月額19,200円 ～45,900円
家畜等取扱手当	畜産技術センター等に勤務する職員	と殺又は解体の業務等	26,091千円	月額10,700円 ～35,300円 日額230円 ～1,770円
	食肉衛生検査所に勤務する職員又は動物愛護センターの職員	と畜検査の業務、捕獲した野犬等の飼養管理の業務等		
有害毒薬物等取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務等	3,072千円	日額250円、 400円
火薬類取締等業務手当	地域県政総合センター環境部等に勤務する職員	危険物、火薬類、高圧ガス等の取締業務等	393千円	日額280円、 330円
麻薬取締業務手当	職員	麻薬及び向精神薬取締法による麻薬取締員としての業務	10千円	日額550円
水中等作業手当	職員	潜水器具を着用し潜水して行う作業	638千円	時間額310円 ～1,500円
航海業務手当	遠洋区域等を航行区域とする船舶(その乗組員が当該船舶内に居住することを常態とする船舶に限る。)に乗り組む職員	航海業務	2,484千円	日額1,070円 ～3,130円
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価

教務手当	総合職業技術校、かながわ農業アカデミー、看護専門学校等における専門学科、実技、指導業務等を主として担当する職員	専門学科、実技、指導業務等	56,621千円	月額給料月額 の100分の7、 日額1,280円 (教務課長等)
	消防学校に勤務する職員	消防訓練の指導業務		日額400円
危険現場手当	職員	高さ10m以上の足場の不安定な箇所で行う工事の指揮、検査等	1,597千円	日額270円
		道路上で交通を遮断することなく行う道路の維持・修繕等の作業		日額300円、 330円
夜間特殊業務手当	職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	680,536千円	1回790円 ～3,550円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼出しを受けて従事した業務	613千円	1回620円、 1,240円
用地交渉等手当	土木事務所等に勤務する職員	事業に必要な土地の取得等のために行う特に困難な交渉等	1,154千円	日額700円、 1,050円
災害応急作業等手当	土木事務所等に勤務する職員	河川の堤防等において重大な災害が発生した場合に行う巡回監視、応急作業等の業務	7,448千円	日額540円 ～1,820円
警察業務手当	警察職員	取締り、警戒、警ら業務等	1,047,304千円	日額240円 ～8,000円
	銃器等使用犯罪現場における犯人の逮捕及び人質の救出業務を本務とする職員	銃器等使用犯罪現場における犯人の逮捕及び人質の救出業務		月額27,700円 ～38,100円
	検視官	検視等の業務		日額1,600円 ～3,200円
航空手当	航空機の操縦業務に常時従事する職員	航空機の操縦業務	14,510千円	月額55,300円 ～76,100円
	職員	航空機の整備業務		日額1,050円
	職員	航空機の操縦業務等		時間額1,900円 ～5,100円 (危険業務等に加算あり)
教員特殊業務手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の副校長、教頭、総括教諭等	非常災害時における幼児、児童又は生徒の保護、週休日における部活動の指導業務等	1,159,741千円	日額500円 ～7,500円
特別支援学校教員業務手当	特別支援学校において教育に直接従事することを本務とする教育職員	特別支援学校における教育業務	733,341千円	月額14,500円 ～20,900円
経管栄養等特定行為業務手当	特別支援学校等に勤務する、救急救命士の免許を有する職員	経管栄養その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われる業務	—	日額250円
練習船等航海業務手当	海洋科学高等学校に勤務する職員	航海業務	11,971千円	日額1,930円 ～5,250円
漁業実習等特殊業務手当	海洋科学高等学校に勤務する職員	練習船による航海における漁業実習又は操船実習の指導業務に伴う生徒の安全確保の業務	3,381千円	日額400円、900円 1回2,200円 時間額310円 ～1,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	13,005,770 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	255,290 円
支給実績（令和4年度決算）	13,229,096 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	260,057 円

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 行(1)7級以下職員等 7,400円 行(1)8級職員等 3,700円 配偶者以外の扶養親族(子) 配偶者がいない場合はこのうち1人 上記以外の子(1人目) 15,200円 (2人目) 10,200円 (3人目以降) 11,000円 12,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算 7,000円 配偶者以外の扶養親族(父母等) 行(1)7級以下職員等 7,000円 行(1)8級職員等 3,500円	異	6,500円 3,500円 10,000円 10,000円 10,000円 10,000円 5,000円 6,500円 3,500円	千円 5,447,116	円 274,096
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき人事委員会規則で指定する職にある者に対して支給 66,400円～139,300円(行政職給料表(1)の場合)	異	俸給の特別調整額 46,300円 ～130,300円	千円 2,227,794	円 1,020,974
初任給調整手当	医師、歯科医師に採用された職員で大卒後42年以内(臨床研修終了者は44年以内、インターン修了者は43年以内)に採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	異	国の制度では、専門的知識を有する職員を対象とするなど支給範囲及び支給額が異なる。	千円 84,513	円 2,224,030
住居手当	職員が借り受けた住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている場合に支給 ① 職員が自ら居住する住宅(借家・借間居住者) ○1箇月の家賃額が16,000円以下支給せず ○1箇月の家賃額が27,000円以下 1箇月の家賃額から16,000円を減じた額を支給 ○1箇月の家賃額が27,000円を超える場合 $1\text{箇月の家賃額} - 27,000\text{円}$ に11,000円加算した額を支給 ② 単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅 職員が自ら居住したとする場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給	①異 ②同	借家・借間居住者の支給限度額 月額28,000円	千円 4,372,381	円 331,874
通勤手当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給 ① 交通機関等利用者 ○6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した運賃等相当額(6箇月定期券等低廉な価額)を一括支給 ② 交通用具使用者 ・片道2km未満…支給せず ・片道2km以上60km未満 2,000円から29,800円までを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ・片道60km以上の場合 31,600円を1箇月の通勤手当として支給 ③ 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 ○6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ④ 通勤等に伴う新幹線等利用者の加算 ○6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ⑤ 通勤等に伴う新幹線等利用者の加算 ○6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ⑥ 通勤等に伴う新幹線等利用者の加算 ○6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給	①異 ②同 ③同	①交通機関等利用者 1箇月当たりの限度額が55,000円	千円 7,271,422	円 149,676
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額30,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 22,227	円 389,939

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
在宅勤務等手当	正規の勤務時間による勤務として、住居等で勤務を命ぜられた1箇月当たりの日数が3箇月以上の期間について、平均して10日を超えた職員で、あらかじめ在宅勤務等を命ぜられた職員に支給 月額3,000円	同		千円 0	円 0
休日勤務手当	休日に正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給 ただし、教育職員等には支給しない 時間外勤務手当等基礎額×休日勤務時間数×135/100	同		千円 5,619,145	円 2,069,667
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給 時間外勤務手当等基礎額×夜間勤務時間数×25/100	同		千円 3,043,045	円 224,911
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円 特定(学校職員等)の宿日直勤務 1回6,400円～7,300円 勤務時間が5時間未満の場合は、50/100	異	1回4,400円～ 21,000円	千円 90,241	円 187,611
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員、特定任期付職員及び第1号任期付研究員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合や災害その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 70,210	円 540,077
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月の初日(基準日)に寒冷地に在勤する職員に支給 ただし、休職者等は除く 支給地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じた定額を支給	同		千円 0	円 0
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部、高等部若しくは幼稚部の総括校長、校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に支給 級号給に応じた定額を支給	※関係法令に基づいて県で支給		千円 1,472,422	円 57,865
定時制通信教育手当	定時制課程(夜間課程のみ)を置く高等学校又は通信教育を行う高等学校勤務の総括校長、校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び短時間勤務職員に限る)及び特定の実習助手に支給 定時制課程 月額34,000円 管理職手当受給者 月額27,000円 通信制課程 月額17,000円 管理職手当受給者 月額13,000円	※関係法令に基づいて県で支給		千円 180,076	円 366,381
産業教育手当	農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校で、実習を伴うこれらに関する科目を主として担当する副校長、教頭、総括教諭、教諭、助教諭、講師(常時勤務の者及び短時間勤務職員に限る)及び特定の実習助手に支給 級号給に応じた定額を支給	※関係法令に基づいて県で支給		千円 169,912	円 329,926
農林漁業普及指導手当	農業普及指導員、林業普及指導員又は水産業普及指導員で1箇月のうち、普及指導員の職務を行った日が勤務を要する日の1/2以上となる場合に支給 ただし、管理職手当受給者等には支給しない 給料月額×8/100	※関係法令に基づいて県で支給		千円 23,380	円 338,840
災害派遣手当	災害応急対策、災害復旧又は復興計画の作成等のため他都道府県等から派遣された職員が住所・居所を離れて県内に滞在を要する場合に支給 県内に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて支給	※関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0
武力攻撃災害等派遣手当	国民の保護のための措置の実施のため他都道府県等から派遣された職員が住所・居所を離れて県内に滞在を要する場合に支給 県内に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて支給	※関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0
特定新型コロナウイルス等対策派遣手当	特定新型コロナウイルス等対策の実施のため他都道府県等から派遣された職員が住所・居所を離れて県内に滞在を要する場合に支給 県内に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて支給	※関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0
特定任期付職員業績手当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0
任期付研究員業績手当	12月1日(基準日)に在職する任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0
へき地手当	へき地学校に勤務する職員、へき地学校に準ずる学校に勤務する職員に支給(平成29年4月～対象学校なし) (給料月額+教職調整額+扶養手当) ×8/100～16/100(×4/100…へき地に準ずる学校)	※関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給料	知 事	1,450,000 円 () 円
	副 知 事	1,160,000 円 () 円
報酬	議 長	1,200,000 円 () 円
	副 議 長	1,080,000 円 () 円
	議 員	970,000 円 () 円
期末手当	知 事	(令和5年度支給割合) 3.40 月分
	副 知 事	(令和5年度支給割合) 4.50 月分
退職手当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×在職月数×60/100 41,760,000円 任期ごと
	副 知 事	給料月額×在職月数×45/100 25,056,000円 任期ごと
	備 考	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

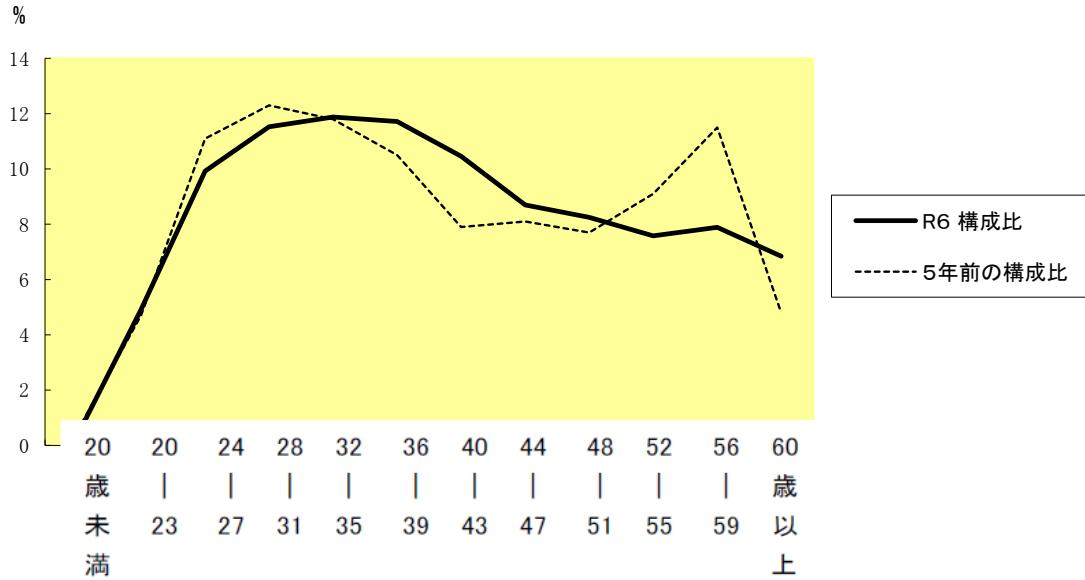
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	議 会	72人	73人	1人	
	総務企画	1,581人	1,618人	37人	デジタル行政の推進
	税 務	796人	784人	▲12人	
	民 生	1,190人	1,224人	34人	児童虐待対応の体制強化
	衛 生	1,369人	1,397人	28人	脱炭素社会の実現に向けた取組の推進
	労 働	339人	341人	2人	
	農 林 水 産	808人	818人	10人	国際園芸博覧会開催準備
	商 工	331人	286人	▲45人	新型コロナウイルス感染症対策の見直し（事業者支援）
	土 木	1,211人	1,220人	9人	特定交通政策の体制強化
	計	7,697人	7,761人	64人	(参考：人口10万当たり職員数84.3人)
	教 育 部 門	27,980人	28,326人	346人	欠員補充等
	警 察 部 門	17,418人	17,443人	25人	欠員補充
	小 計	53,095人	53,530人	435人	(参考：人口10万当たり職員数581.3人)
	公 営 企 業 部 門	水 道	668人	677人	9人
下 水 道		60人	60人	0人	
そ の 他		291人	286人	▲5人	
小 計		1,019人	1,023人	4人	
合 計		54,114人 [55,436人]	54,553人 [55,750人]	439人 [314人]	(参考：人口10万当たり職員数592.2人)

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	181人	2,680人	5,414人	6,286人	6,480人	6,391人	5,707人	4,744人	4,501人	4,134人	4,303人	3,732人	54,553人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	7,843	7,577	7,670	7,707	7,697	7,761	▲82 (▲1.0%)
教育	27,833	27,959	28,093	27,899	27,980	28,326	493 (1.8%)
警察	17,319	17,331	17,390	17,471	17,418	17,443	124 (0.7%)
消防	-	-	-	-	-	-	- (-)
普通会計計	52,635	52,867	53,153	53,077	53,095	53,530	895 (1.7%)
公営企業等会計計	1,045	1,006	1,009	1,024	1,019	1,023	▲22 (▲2.1%)
総合計	53,680	53,873	54,162	54,101	54,114	54,553	873 (1.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にとっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	53,343,508	712,931	5,339,194	10.0	9.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)都道府県平均
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	一人当たり給与費
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	655	2,649,064	959,465	1,198,188	4,806,717	7,338	6,923

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
神奈川県	42.6 歳	385,433 円	598,481 円
団体平均	44.6 歳	359,974 円	575,747 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額（令和5年度）		1人当たり平均支給額（令和5年度）	
1,811 千円		1,766 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.450 月分	2.050 月分	2.450 月分	2.050 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
職務段階別加算	5～20%	職務段階別加算	5～20%
管理職加算	10～20%	管理職加算	10～20%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

神奈川県			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	2,331 千円	25,955 千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「勸奨・定年」「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	336,173 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	514,813 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
県内全市町村	12.21 %	653 人	12.21 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	17,219 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	50,645 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	51.9 %			
手当の種類（手当数）	9種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
水道施設危険作業手当	企業局水道部計画課、企業局水道部水道施設課、各水道営業所、寒川浄水場又は谷ヶ原浄水場に勤務する職員	道路上で交通を遮断することなく行う水道施設の修繕等の業務	10,353千円	日額500円
有害毒薬物等取扱手当	寒川浄水場、谷ヶ原浄水場又は水道水質センターに勤務する職員	特に危険性を有する薬品、放射性物質もしくは人体に有害な微生物を取り扱う業務	1,547千円	日額400円（常時従事） 250円（常時従事以外）
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	570千円	日額500円（荒天時750円）
用地交渉等手当	職員	事業に必要な用地の取得等のために特に困難な交渉等の業務	0千円	1日700円、1,050円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に従事する職員	正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる業務に従事したとき	4,442千円	1回490円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け、深夜において従事する業務	21千円	1回620円～1,240円
ダム・発電施設危険作業手当	企業局水道部計画課、相模川水系ダム管理事務所、酒匂川水系ダム管理事務所、相模川発電管理事務所又は発電総合制御所に勤務する職員	洪水時における発電設備の巡回点検業務、洪水警戒体制に伴う業務等	0千円	日額500円（荒天時750円～1,000円）
雨量観測局作業手当	職員	雨量観測局において施設の維持、修繕、測量、改築又は操作の作業	2千円	日額1,000円～2,600円
災害応急作業等手当	職員	著しく異常かつ激甚な非常災害の応急対策の業務で管理者が定めるもの	284千円	日額540円～1,230円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
通勤手当	③ 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 ○6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超える場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給	同			
単身赴手	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 30,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同		千円 19,177	円 255,696
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員、特定任期付職員及び第1号任期付研究員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合や災害その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 143	円 15,833
特定任期付職員業績手当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0

(2) 電気事業

①職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	6,895,559	463,495	1,538,284	22.3	23.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
令和5年度	149	638,934	239,005	294,094	1,172,033	7,866	6,719

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
神奈川県	43.9 歳	407,851 円	639,344 円
団体平均	46.2 歳	355,891 円	558,512 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額（令和5年度）		1人当たり平均支給額（令和5年度）	
1,968 千円		1,766 千円	
（令和5年度支給割合）		（令和5年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.450 月分	2.050 月分	2.450 月分	2.050 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
職務段階別加算	5～20%	職務段階別加算	5～20%
管理職加算	10～20%	管理職加算	10～20%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

神奈川県			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	5,454 千円	24,429 千円			

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「勸奨・定年」「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		81,825 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		549,164 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
県内全市町村	12.21 %	149 人	12.21 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		3,278 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		46,833 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		47.0 %		
手当の種類（手当数）		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	87千円	日額500円（荒天時750円）
用地交渉等手当	職員	事業に必要な用地の取得等のために特に困難な交渉等の業務	0千円	1日700円、1,050円
ダム・発電施設危険作業手当	企業局水道部計画課、相模川水系ダム管理事務所、酒匂川水系ダム管理事務所、相模川発電管理事務所又は発電総合制御所に勤務する職員	洪水時における発電設備の巡回点検業務、洪水警戒体制に伴う業務等	2,113千円	日額500円（荒天時750円～1,000円）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
雨量観測局作業手当	職員	雨量観測局において施設の維持、修繕、 測量、改築又は操作の作業	25千円	日額1,000円～2,600円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に従事する職員	正規の勤務時間による勤務の一部が深夜 において行われる業務に従事したとき	1,003千円	1回490円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するため に緊急の呼び出しを受け、深夜において 従事する業務	26千円	1回620円～1,240円
災害応急作業等手当	職員	著しく異常かつ激甚な非常災害の応急対 策の業務で管理者が定めるもの	24千円	日額540円～1,230円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	64,992 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	478 千円
支給実績 (令和4年度決算)	54,465 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	395 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 7級以下職員等 7,400円 8級職員等 3,700円 配偶者以外の扶養親族(子) 配偶者がいない場合はこのうち1人 上記以外の子(1人目) 10,200円 (2人目) 11,000円 (3人目以降) 12,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算 7,000円 配偶者以外の扶養親族(父母等) 7級以下職員等 7,000円 8級職員等 3,500円	同		千円 21,144	円 302,057
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給 66,400円～139,300円(企業行政職給料表の場合)	同		千円 13,289	円 1,022,200
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で管理者が別に定めるものに新たに採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 0	円 0
住居手当	職員が借り受けた住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている場合に支給 ① 職員が自ら居住する住宅(借家・借間居住者) ○1箇月の家賃額が16,000円以下 支給せず ○1箇月の家賃額が27,000円以下 1箇月の家賃額から16,000円を減じた額を支給 ○1箇月の家賃額が27,000円を超える場合 $\frac{1 \text{ 箇月の家賃額} - 27,000 \text{ 円}}{2}$ に11,000円加算した額を支給 ただし、支給限度額月額28,500円 ② 単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給	同		千円 12,406	円 326,476

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
通勤手当	<p>通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給</p> <p>① 交通機関利用者</p> <p>○ 6箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した運賃等相当額（6箇月定期券等低廉な価額）を一括支給ただし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え45,600円未満の場合 $45,000円 + \frac{\text{運賃等相当額} - 45,000円}{2}$ に支給単位数の月数を乗じた額を支給 ・ 1箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の場合 1箇月の運賃等相当額 - 300円に支給単位数の月数を乗じた額を支給 <p>② 交通用具使用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 片道2km未満…支給せず ・ 片道2km以上60km未満 2,000円から29,800円までを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ・ 片道60km以上の場合 31,600円を1箇月の通勤手当として支給 <p>③ 異動等に伴う新幹線等利用者の加算</p> <p>○ 6箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超える場合 20,000円に支給単位数の月数を乗じた額を支給</p>	同		千円 37,262	円 253,483
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>基礎額 月額 30,000円</p> <p>職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算</p>	同		千円 0	円 0
夜勤手当	<p>正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給</p>	同		千円 4,402	円 191,399
宿日直手当	<p>宿日直勤務職員に支給</p> <p>一般の宿日直勤務 1回6,400円</p>	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当の支給対象職員、特定任期付職員及び第1号任期付研究員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合や災害その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時に勤務した場合に支給</p> <p>管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給</p>	同		千円 112	円 28,000
特定任期付職員業績手当	<p>12月1日（基準日）に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給</p> <p>給料月額に相当する額</p>	同		千円 0	円 0

(3) 公営企業資金等運用事業

①職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 521,013	千円 277,505	千円 200,071	% 38.4	% 21.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和5年度	人 20	千円 82,635	千円 29,451	千円 37,984	千円 150,070	千円 7,504

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費	千円 7,178
------------------------	-------------

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
神奈川県	40.2 歳	392,138 円	627,081 円
団体平均	36.2 歳	384,735 円	594,749 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額（令和5年度）		1人当たり平均支給額（令和5年度）	
1,842 千円		1,766 千円	
（令和5年度支給割合）		（令和5年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.450 月分	2.050 月分	2.450 月分	2.050 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
職務段階別加算	5～20%	職務段階別加算	5～20%
管理職加算	10～20%	管理職加算	10～20%

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

神奈川県			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	5,454 千円	23,927 千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「勸奨・定年」「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	10,308 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	515,394 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
県内全市町村	12.21 %	20 人	12.21 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	- 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	- 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	- %

- (注) 支給人員が極めて少ないため、個人情報保護の観点から、詳細は割愛する。

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
通勤手当	③ 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 ○ 6 箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超える場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給	同			
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 30,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同		千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員、特定任期付職員及び第1号任期付研究員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合や災害その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 0	円 0
特定任期付職員業績手当	12月1日（基準日）に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0

(4) 相模川総合開発共同事業

①職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	1,833,376	0	515,982	28.1	31.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	62	249,164	88,812	111,859	449,835	7,255

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 6,923

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
神奈川県	42.2 歳	397,999 円	627,046 円
団体平均	44.6 歳	359,974 円	575,747 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額（令和5年度）		1人当たり平均支給額（令和5年度）	
1,772 千円		1,766 千円	
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.450 月分 勤勉手当 2.050 月分 （1.375）月分 （0.975）月分		（令和5年度支給割合） 期末手当 2.450 月分 勤勉手当 2.050 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 10～20%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 10～20%	

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

神奈川県			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	5,454 千円	23,927 千円			

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「勸奨・定年」「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	31,766 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	512,350 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
県内全市町村	12.21 %	62 人	12.21 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	2,078 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	53,275 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	62.9 %			
手当の種類（手当数）	7種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	37千円	日額500円（荒天時750円）
用地交渉等手当	職員	事業に必要な用地の取得等のために特に困難な交渉等の業務	0千円	1日700円、1,050円
ダム・発電施設危険作業手当	企業局水道部計画課、相模川水系ダム管理事務所、酒匂川水系ダム管理事務所、相模川発電管理事務所又は発電総合制御所に勤務する職員	洪水時における発電設備の巡回点検業務、洪水警戒体制に伴う業務等	820千円	日額500円（荒天時750円～1,000円）
雨量観測局作業手当	職員	雨量観測局において施設の維持、修繕、測量、改築又は操作の作業	11千円	日額1,000円～2,600円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
夜間特殊業務手当	交替制勤務に従事する職員	正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる業務に従事したとき	1,210千円	1回490円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け、深夜において従事する業務	0千円	1回620円～1,240円
災害応急作業等手当	職員	著しく異常かつ激甚な非常災害の応急対策の業務で管理者が定めるもの	0千円	日額540円～1,230円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	18,947 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	327 千円
支給実績 (令和4年度決算)	15,901 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	279 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 7級以下職員等 7,400円 8級職員等 3,700円 配偶者以外の扶養親族(子) 配偶者がいない場合はこのうち1人 15,200円 上記以外の子(1人目) 10,200円 (2人目) 11,000円 (3人目以降) 12,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算 7,000円 配偶者以外の扶養親族(父母等) 7級以下職員等 7,000円 8級職員等 3,500円	同		千円 7,196	円 266,506
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給 66,400円～139,300円(企業行政職給料表の場合)	同		千円 4,729	円 1,182,130
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で管理者が別に定めるものに新たに採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 0	円 0
住居手当	職員が借り受けた住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている場合に支給 ① 職員が自ら居住する住宅(借家・借間居住者) ○ 1箇月の家賃額が16,000円以下 支給せず ○ 1箇月の家賃額が27,000円以下 1箇月の家賃額から16,000円を減じた額を支給 ○ 1箇月の家賃額が27,000円を超える場合 1箇月の家賃額-27,000円 2 に11,000円加算した額を支給 ただし、支給限度額月額28,500円 ② 単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給	同		千円 5,602	円 326,546

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
通勤手当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給 ① 交通機関利用者 ○ 6箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した運賃等相当額（6箇月定期券等低廉な価額）を一括支給ただし ・ 1箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え45,600円未満の場合 $45,000円 + \frac{運賃等相当額 - 45,000円}{2}$ に支給単位数期間の月数を乗じた額を支給 ・ 1箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の場合 1箇月の運賃等相当額-300円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給 ② 交通用具使用者 ・ 片道2km未満…支給せず ・ 片道2km以上60km未満 2,000円から29,800円までを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ・ 片道60km以上の場合 31,600円を1箇月の通勤手当として支給 ③ 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 ○ 6箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超える場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給	同		千円 13,409	円 219,826
単身赴手当	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 30,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同		千円 4,971	円 225,939
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員、特定任期付職員及び第1号任期付研究員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合や災害その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 47	円 23,500
特定任期付職員業績手当	12月1日（基準日）に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0

(5) 酒匂川総合開発事業

①職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 1,456,548	千円 0	千円 305,647	% 21.0	% 23.2

区分	職員数 A	給 与 費			計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
令和5年度	人 38	千円 155,855	千円 50,994	千円 67,468	千円 274,317	千円 7,219

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 6,923

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
神奈川県	39.0 歳	388,527 円	583,071 円
団体平均	44.6 歳	359,974 円	575,747 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県			一般行政職		
1人当たり平均支給額（令和5年度）			1人当たり平均支給額（令和4年度）		
1,727 千円			1,766 千円		
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.450 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.050 月分 (0.975) 月分			(令和5年度支給割合) 期末手当 2.450 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.050 月分 (0.975) 月分		
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職 務 段 階 別 加 算 5 ～ 20 % 管 理 職 加 算 10 ～ 20 %			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職 務 段 階 別 加 算 5 ～ 20 % 管 理 職 加 算 10 ～ 20 %		

※ ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

神奈川県			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	5,454 千円	23,927 千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「勸奨・定年」「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		19,845 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		508,844 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
県内全市町村	12.21 %	39 人	12.21 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		1,515 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		56,128 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		71.1 %		
手当の種類（手当数）		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	120千円	日額500円（荒天時750円）
用地交渉等手当	職員	事業に必要な用地の取得等のために特に困難な交渉等の業務	0千円	1日700円、1,050円
ダム・発電施設危険作業手当	企業局水道部計画課、相模川水系ダム管理事務所、酒匂川水系ダム管理事務所、相模川発電管理事務所又は発電総合制御所に勤務する職員	洪水時における発電設備の巡回点検業務、洪水警戒体制に伴う業務等	757千円	日額500円（荒天時750円～1,000円）
雨量観測局作業手当	職員	雨量観測局において施設の維持、修繕、測量、改築又は操作の作業	0千円	日額1,000円～2,600円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に従事する職員	正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる業務に従事したとき	583千円	1回490円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け、深夜において従事する業務	43千円	1回620円～1,240円
災害応急作業等手当	職員	著しく異常かつ激甚な非常災害の応急対策の業務で管理者が定めるもの	13千円	日額540円～1,230円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	8,760 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	237 千円
支給実績（令和4年度決算）	8,892 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	234 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）	
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給	同		千円 5,027	円 335,151	
	配偶者					
	7級以下職員等					7,400円
	8級職員等					3,700円
	配偶者以外の扶養親族（子）					
	配偶者がいない場合はこのうち1人					15,200円
	上記以外の子（1人目）					10,200円
（2人目）	11,000円					
（3人目以降）	12,000円					
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算	7,000円					
配偶者以外の扶養親族（父母等）						
7級以下職員等	7,000円					
8級職員等	3,500円					
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給 66,400円～139,300円（企業行政職給料表の場合）	同		千円 2,165	円 1,082,267	
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で管理者が別に定めるものに新たに採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 0	円 0	

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
住居手当	職員が借り受けた住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている場合に支給 ① 職員が自ら居住する住宅(借家・借間居住者) ○ 1箇月の家賃額が16,000円以下 支給せず ○ 1箇月の家賃額が27,000円以下 1箇月の家賃額から16,000円を減じた額を支給 ○ 1箇月の家賃額が27,000円を超える場合 $1\text{箇月の家賃額} - 27,000円$ に11,000円加算 した額を支給 ただし、支給限度額月額28,500円 ② 単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給	同		千円 2,531	円 316,437
通勤手当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給 ① 交通機関利用者 ○ 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した運賃等相当額(6箇月定期券等低廉な価額)を一括支給 ただし ・ 1箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え45,600円未満の場合 $45,000円 + \frac{\text{運賃等相当額} - 45,000円}{2}$ に支給単 位期間の月数を乗じた額を支給 ・ 1箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の場合 1箇月の運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給 ② 交通用具使用者 ・ 片道2km未満…支給せず ・ 片道2km以上60km未満 2,000円から29,800円までを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ・ 片道60km以上の場合 31,600円を1箇月の通勤手当として支給 ③ 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 ○ 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超える場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給	同		千円 9,080	円 232,825
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 30,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同		千円 2,002	円 166,801
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員、特定任期付職員及び第1号任期付研究員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合や災害その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 35	円 35,000
特定任期付職員業績手当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0